

公示第601号

令和 4年2月28日
ダスキン健康保険組合
理事長 橋本 幸子



「任意継続被保険者の平均標準報酬月額」について

令和4年度における任意継続被保険者の保険料や各種給付金などの算定の基礎となる標準報酬月額（令和3年9月30日における全被保険者の平均額）は次のとおりです。

標準報酬月額 280,000円（21等級）

ただし、その者の退職時における標準報酬月額が、この額を下回るときは退職時の月額となります。健康保険法第47条により公示いたします。

記

1. 令和3年9月30日現在の平均標準報酬月額

281,205円

2. 上記金額を基礎とした標準報酬月額

月額 280,000円

等級 (21等級)

3. 標準報酬月額を基礎とした場合の月額保険料（一般および調整保険料を含んだ額）

28,280円（保険料率 101.0/1000）

※40～64歳の方は、一般保険料・調整保険料に併せて介護保険料が徴収されます。

4. 適用期間

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

以上